

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社一成工機	代表者氏名	代表取締役 渡辺 成一
主たる営業所の所在地	富士市厚原 2002- 4		
許可番号	なし	許可を受けている 建設業の種類	なし

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 2 月 13 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 2 項本文 (同項第 2 号該当)		
処分の内容 建設業法第 28 条第 2 項の規定に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 前項各号について講じた措置 (前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。) を速やかに文書により報告すること。			
処分の原因となった事実		建設業法違反 (無許可営業)	
株式会社一成工機は、静岡県内の民間発注工事において、建設業法第 3 条第 1 項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにも関わらず、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な工事の範囲を超えて、繰り返し請負契約を締結した。 このことは、同法第 28 条第 2 項に該当する。			
その他参考となる事項			